

著作物・著作権とは

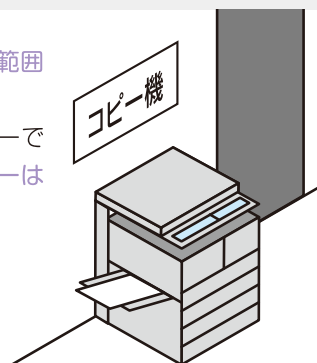
著作物とは、その人の思想や感情が創作的に表現されたものをいい、言語の著作物（論文・小説・脚本・詩歌・俳句・講演など）のほか、芸術作品・写真・映画などがあります。著作権とは、上記のような作品を創作した著作者が利益を受ける権利のことで、著作物の複製・上演・演奏・放送・口述・上映・翻訳などを含みます。例えば、みなさんが書いたレポートやイラスト、撮影した写真、プログラムやゲーム作品、ブログやSNSの投稿も、創作した時点で著作権が発生し、法的保護の対象となります。

図書館と著作権

■図書館で認められているコピーの範囲

他人の著作物をコピーして利用するときは、原則として権利者の了解(=許諾)が必要です。ただし、例外的に許諾を得ることなく利用できる場合があります。著作権法31条(図書館等における複製)などで認められている、図書館所蔵の資料を館内のコピー機でコピーするという行為もこれに該当します。ただし、次のような制約条件があります。

- ・公表された著作物(図書)の全部はコピーできません。ただし半分を超えない範囲でコピーできます。
- ・雑誌、新聞などの定期刊行物に掲載された各論文、その他の記事は全部をコピーできますが、刊行後相当の期間を経たものに限り、原則として最新号のコピーはできません。
- ・コピー部数は一人につき一部のみで、同じものを複数枚コピーできません。
- ・コピー目的は調査研究に限ります。
- ・有償、無償にかかわらず、再複写や一般への頒布はできません。



図書館でのコピー機の利用方法

本学図書館では、各フロアにセルフサービスのコピー機(コイン・カード両方式)を設置しています。コピーを行う前に備え付けの「文献複写申込書」に必要事項を記入してください。コピーできるのは、図書館の所蔵資料のみで、講義でとったノートやメモなど私物はコピーできません。

コピーする前に、なぜ「文献複写申込書」を書く必要があるのでしょうか？

図書館は、利用者がコピー機を利用するにあたって、適正に著作権を遵守して行っているかを管理する必要があるからです。



インターネットと著作権

ネット上に公開されている記事や画像、図表などもすべて「著作権法」で権利が保護されているため、その利用にあたって注意が必要です。簡単に個人が情報発信できるようになった近年では、軽率な利用が深刻な問題に発展するケースや、大学生本人が権利侵害の被害者・加害者となるケースも起こっています。最低限知っておくべきルール(法律知識)や情報リテラシーを身につけましょう。

レポート・論文を書くときのルール(引用)

「引用」とは、根拠や参考文献として、他人の作品の一部を借りることです。引用することで自説を補強することや論拠を示すことができ、レポート内容に説得力が増してきます。授業の課題や試験として、レポートなどを提出する場合は、必ず「引用」のルール・マナーを守りましょう。

レポート・卒業論文・ 卒業研究・課題	を	出典を明らかにせずに	ことは	盗用	
プレゼン資料		引用部分がどこか 明示しないで		公表・ 発表する	剽窃
記事・ブログ・ SNS投稿など		一部分を改変して自分の オリジナルであるかのように		作品として 提出する	不正行為
その他の著作物		「丸写し(コピペ・コピー& ペースト)」して		販売・ 配布する	著作権法 違反

とみなされる場合があります！

引用文献の表記方法

〈例〉

本文：論文は「先行研究を踏まえた上でオリジナリティがあるか否か」¹⁾が審査されるため、引用は適切に行う必要がある。しかし「Webからの盗用の場合、紙媒体からのそれと比べ盗作者の労力が劇的に削減されるという特性」²⁾があるため、「コピペ」が問題化している。そのような状況に対して、「どうせ気づかないだろう」という安易な考えは今すぐにやめてください。³⁾と、厳しく注意を喚起する大学もある。

文末：1) 高崎みどり『大学生のための「論文」執筆の手引：卒論・レポート・演習発表の乗り切り方』秀和システム, 2010年, 19ページ
2) 岡部晋典, 逸村裕「学生への倫理教育と研究ガバナンス」『情報の科学と技術』第66巻3号, 2016年3月, 122-127ページ
3) https://www.waseda.jp/fpse/pse/assets/uploads/2014/05/20170330_AvoidingPlagiarismJAP1.pdf「レポート・論文における盗用・剽窃行為について(早稲田大学政治経済学部)」(採録日: 2018年7月25日)

引用範囲を示す方法

・引用部分を「」でくくる
・行頭部分を「2字下げ(インデント)」するなどの方法があります。
本や学術論文などで、実際にどのような方法が使われているか確認してみましょう

出典の記載方法

どの文献からの引用かを示すには、下記のような書式があります。
大切なのは、情報を元にして、読み手が「引用された文献」を特定できることです。

- ・著書(本)の場合: 著者名『書名』発行所, 発行年, 該当ページ
 - ・雑誌掲載論文の場合: 著者名「論文名」『雑誌名』巻号, (発行所), 発行年月日, 該当ページ
 - ・新聞記事の場合: 『新聞名』発行年月日(朝刊・夕刊かも記載)
 - ・ホームページの場合は, URL(<https://www.han-nan-u.ac.jp/>など)のほかに, ページのタイトル, 著者名, 引用した時点での日付(採録日)を記載したほうが良いでしょう。
- ※「文献リスト」として文末に記載する方法と、引用範囲の直後に記載する方法があります。